

藤枝市で働く人を

応援!

藤枝市内の中小企業を対象に

男性育休の取得奨励金を支給します

「働きやすい職場環境づくり」の推進に伴い、男性の育児休業を取得しやすくするための支援として、市内中小企業に奨励金を支給します。



対象企業

藤枝市内に主たる事業所を有する
従業員300人以下の中小企業

主たる事業所を有するとは、人事労務権を有する事務所が本市にあることをいいます。

※国・地方公共団体から財政支援が大半など、関連が強い企業は除きます。

支給要件

- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・就業規則等に育児休業制度を設けていること
- ・常用雇用者が連続して5日以上育児休業を取得すること（生後8週間以内に）
- ・育児休業を取得した当該従業員の職場復帰後1か月以上勤務すること

支給額

5万円/回

※本市の認定制度である「働きやすい職場環境認定事業所」の認定を取得している企業は3回まで、それ以外は1事業所あたり1回限りとします。（年度内）
※国の両立支援助成金（育休に関する助成金）との併用も可能です。（(国)20万円+ (市)5万円=計25万円）

申請

令和5年6月1日(木)から

※予算に達した時点で申込終了となります。

申込

詳しくはホームページをご覧ください。

[藤枝市 男性育休奨励金](#)

働き方改革

アドバイザー派遣事業について

「働きやすい職場環境づくり」を進めるため専門家を派遣し、企業の実情に応じた働き方改革の方法を提案し、その取組を支援します。



派遣期間

令和6年
2月28日(水)まで

募集期限

令和6年
2月9日(金)まで

※予定の派遣回数に達した時点で募集終了となります。

金額

無料

派遣回数

3回まで

アドバイザー

各分野の専門家(社労士等)

対象企業

市内に主たる事業所を有する中小企業

※中小企業の要件は、人事労務権を有する事務所が本市にあること。国・地方公共団体から財政支援を受けするなど関連が強い企業は除きます。

申込

詳しくはホームページをご覧ください。

[藤枝市 働き方アドバイザー派遣](#)

お問い合わせ・お申込先



藤枝市
Fujieda City

男女共同参画・多文化共生課

〒426-8722 静岡県藤枝市岡上山1-11-1 藤枝市役所東館4階

TEL.054-643-3198 FAX.054-643-3327 メール danjo@city.fujieda.lg.jp